

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎等の所定の疾病を発症した場合、施設内での治療について評価されるものです。

ひぐらしの里では所定疾患Ⅱを算定しています。

令和2年度

(令和2年4月～令和3年3月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	日数	42	0	7	22	21	40	6	11	26	16	21	12
	人数	6	0	1	4	3	6	1	2	4	3	4	2
尿路感染	日数	21	10	23	12	6	5	0	39	40	5	20	18
	人数	3	2	4	2	1	1	0	6	6	1	4	4
带状疱疹	日数	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 抗生剤投与・XP・CT・血液検査 等 実施しました。